No.1056
5
2015 May

広報かさまつ

KASAMATSU PUBLIC INFORMATION

8年ぶりに登場した下本町の踊山車（おどりやま）を引く皆さん（関連記事9ページ）
=4月12日笠松春まつりで

	ページ
第1回笠松町議会定例会議決結果	2〜4
笠松町議会・新議長ごあいさつ	5
避難行動要支援者名簿への登録をお願いします	12〜13
情報BOX	22〜31
岐阜県からのお知らせ	33

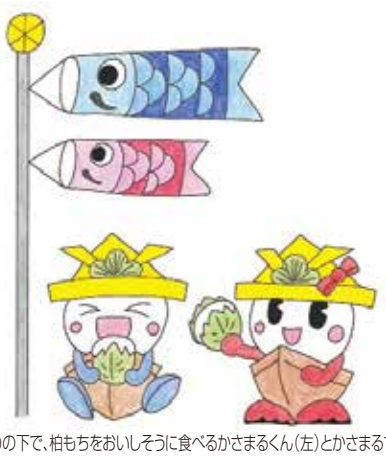

こいのぼりの下で、柏もちをおいしそうに食べるかさまるくん（左）とかさまるちゃん（右）
町マスコットキャラクターイラスト募集中（詳しくは最終ページ）

第1回笠松町議会定例会議決結果
（3月4日開会　3月18日閉会）

第1号　専決処分の承認

（専決第2号）平成26年度笠松町一般会計補正予算

補正額　2,300,000円

補正後歳入歳出予算額　7,753,860,000円

［主な補正内容］

平成27年度から笠松小学校内に通級指導教室を設置するため、教室の改修や備品などを整備する費用の増額

第2号　人権擁護委員候補者の推せん

人権擁護委員　道家　嗣典　氏の任期が、6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推せんするため、町議会の同意を求めるもの。

第3号　笠松町歴史未来館条例

平成27年6月開館の「笠松町歴史未来館」の事業内容、使用料、運営方法などに関する所要の規定整備

第4号　笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、放課後児童クラブを運営することに伴う所要の規定整備

第5号　笠松町病後児保育の実施に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、病後児保育を実施することに伴う所要の規定整備

第6号　笠松町保育の必要性の認定に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、保育の必要性の基準その他必要な事項など保育給付の支給認定に関する所要の規定整備

第7号　笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

「子ども・子育て支援法」に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用者負担額に関する所要の規定整備

第8号　笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例

第9号　笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、町が地域の実情に応じて自らの判断と責任により、条例で基準を定めることとされたことに伴う所要の規定整備

第10号　笠松町行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部改正により、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思料する場合に「行政指導の中止等」を求める申出制度が創設されたこと、また、法令違反の事実を発見した場合に、これを是正するための「処分等」を求める申出制度が創設されたことに伴う所要の規定整備

第11号　笠松町火葬場施設等整備基金条例の一部を改正する条例

第12号　笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例

町の霊柩車の運用廃止に伴う所要の規定整備

第13号　笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葬祭費の引き上げを行うことに伴う所要の規定整備

第14号　笠松町介護保険条例の一部を改正する条例

第6期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間（平成27年度～29年度）の保険料や介護予防・日常生活支援総合事業の経過措置など所要の規定整備

第15号　笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例

第16号　笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、厚生労働省令を基準として町で定めることとされた指定地域密着型（介護予防）サービスの基準について、同省令が改正されたことに伴う所要の規定整備

第17号　笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

平成26年人事院勧告に基づく企業会計職員の給与改定に関する所要の規定整備

第18号　町道の路線認定

一般県道「東笠松停車場線（県道191号）」の一部廃道に伴う町道認定

第19号　平成26年度笠松町一般会計補正予算

補正額　▲101,755,000円
補正後歳入歳出予算額　7,652,105,000円

［主な補正内容］

・下羽栗日赤奉仕団、愛馬会、ぎふ農業協同組合、大栄食品㈱からの指定寄附を社会福祉基金に積立てを行う増額
・緑町墓地と北及霊苑の墓地使用料収入の増に伴い、火葬場施設等整備基金に積立てを行う増額
・レジ袋有料化還元基金寄附を同基金に積立てを行う増額
・その他事業完了に伴う契約差金など不用額の減額

第20号　平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算

補正額　23,354,000円
補正後歳入歳出予算額　2,873,458,000円

［主な補正内容］

・保険財政共同安定化事業拠出金の減額決定に伴う拠出費用の減額
・その他事業精算などに伴い、財源の一部を国民健康保険基金に積立てを行う増額

第21号　平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算

補正額　2,623,000円
補正後歳入歳出予算額　222,806,000円

［主な補正内容］

・後期高齢者医療広域連合納付金の額確定に伴う増額
・保健事業「ぎふ・すこやか健診」の受診者減に伴う健診費用の減額

第22号　平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算

補正額　56,329,000円
補正後歳入歳出予算額　1,700,994,000円

［主な補正内容］

・居宅介護サービス費など保険給付費の増額
・その他事業精算に伴う不用額の減額

第23号　平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算

補正額　▲23,100,000円
補正後歳入歳出予算額　942,818,000円

［主な補正内容］

・木曽川右岸流域下水道維持管理負担金の額確定に伴う減額
・下水道工事による水道管の支障移転の増に伴う工事費用の増額
・その他事業完了に伴う契約差金など不用額の減額

第24号　平成26年度笠松町水道事業会計補正予算

補正額　2,609,000円
補正後歳入歳出予算（予定）額　554,621,000円

［主な補正内容］

・下水道工事による水道管布設替工事の増に伴う工事負担金の増額

第25号　平成27年度笠松町一般会計予算

歳入歳出予算総額　6,766,200,000円
対前年度増減額　▲745,800,000円（▲9.93%）

第26号　平成27年度笠松町国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算総額　3,203,667,000円
対前年度増減額　567,817,000円（21.54%）

第27号　平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算総額　233,334,000円
対前年度増減額　13,187,000円（5.99%）

第28号　平成27年度笠松町介護保険特別会計予算

歳入歳出予算総額　1,725,773,000円
対前年度増減額　121,677,000円（7.59%）

第29号　平成27年度笠松町下水道事業特別会計予算

歳入歳出予算総額　958,795,000円
対前年度増減額　▲9,731,000円（▲1.00%）

第30号　平成27年度笠松町水道事業会計予算

歳入歳出予算総額　415,303,000円
対前年度増減額　▲143,252,000円（▲25.65%）

第31号　笠松町議会委員会条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされたことと併せ、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会の審議に出席を求められる者を、教育委員会の「委員長」から「教育長」とする所要の規定整備

第32号　笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例

地域の特色や地域資源を生かした町民に身近な施策を総合的かつ計画的に推進するため、「笠松町人口ビジョン」や「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することに伴い、附属機関として「笠松町地方創生総合戦略審議会」を設置するため、審議会の所掌事項、組織などに関する所要の規定整備

第33号　平成26年度笠松町一般会計補正予算

補正額　58,880,000円

補正後歳入歳出予算額　7,710,985,000円

［主な補正内容］

・「まち・ひと・しごと創生法」の施行に伴い、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して実施する次の地方創生推進事業に要する費用の増額

○地域消費喚起・生活支援型

商工会が主体となって実施する、1万2千円分の商品券を1万円で販売する「20%のプレミアム商品券」事業に対する助成

○地方創生先行型

(1)総合戦略策定

「人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョン」や「平成27年度から平成31年度までの5年間の目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた総合戦略」を策定

(2)歴史未来館の魅力向上

ふるさと笠松の良さを再認識するとともに、次世代主幹産業である航空宇宙産業への関心を高め、ものづくりに関わる人材育成につなげるため、町の歴史や自然、産業、科学の魅力を伝える大画面高精度映像やスマートフォン用アプリケーションなどを整備

(3)子育て家庭の防災対策強化

子育て世代が、災害時に適切に行動できるよう、防災リーフレットの作成や、講演会・体験会などの啓発事業の実施、また、安心して避難行動ができるよう防災備品を整備

(4)英語教育の拡充

幼児や児童生徒が、活きた英語や日常生活で使う言葉に触れ学ぶことで、英語を話す力を培い、子どもたちの国際コミュニケーション能力の習得を図るため、保育所、小学校、中学校に外国語授業助手を派遣

［すべて可決］

【報告】

・自動車事故に係る損害賠償　1件

【請願】

・米価対策の意見書を求める請願〔不採択〕

・TPP交渉に関する請願〔不採択〕

笠松町プレミアム商品券を発行します

町内の事業所で使える20%のプレミアムがついたお得な「笠松町プレミアム商品券」を販売します。1枚の額面は1,000円で、1冊12枚綴り（12,000円分）を10,000円で6月上旬より販売します。詳しい購入方法は広報かさまつ6月号でお知らせします。

第1回笠松町議会臨時会議決結果

（4月1日開会　同日閉会）

第34号　笠松町育英基金条例の一部を改正する条例

第35号　笠松町児童、生徒健康教育振興基金条例の一部を改正する条例

基金の設置目的に沿った事業を実施する場合に限り、基金を取り崩して財源に充てることができるよう基金の有効活用を図ることに伴う所要の規定整備

第36号　平成27年度笠松町一般会計補正予算（第1号）

補正額　6,000,000円

補正後歳入歳出予算額　6,772,200,000円

［主な補正内容］

・㈱光製作所からの寄附を活用し、町内の小中学校の児童・生徒が「光文庫図書」を読んで書いた読書感想文の中から、毎月、優秀作品を選定してラジオ番組で放送するとともに、年度末にはその作品の中からさらに優秀作品を選定して、テレビ番組で表彰するといった事業を㈱岐阜放送に委託して引き続き実施するため、番組制作・放送業務委託費用を増額

第37号　笠松町議会議長辞職許可

第38号　笠松町議会副議長辞職許可

第39号　議会運営委員会委員辞職許可

第40号　監査委員の選任同意

［すべて可決］

就任のあいさつ　笠松町議会議長　船橋 義明

町民の皆様には、平素から町政並びに町議会に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

私は、去る4月1日の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙により、第48代議長に就任いたしました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、改めてその使命と責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

地方自治体を取り巻く環境は、国の地方創生等により今後大きく変化していきます。当町におきましても、自主財源の基盤である町税収入の大幅な増収が見込める状況ではなく、厳しい財政情勢の中、少子高齢化対策、社会保障経費の増加、将来を見据えた社会基盤整備など重要な政策課題が山積みしております。

これらの事を踏まえ、私たち町議会は、従来の慣例にとらわれることなく、より一層の創意工夫と努力を積み重ねるとともに、町執行部との真摯な議論により、有効な政策を推進し、諸課題の解決に全力を尽くしてまいります。まずは、住民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指し、防災・減災事業に積極的に取り組み、災害に強いまちづくりを進めてまいります。そして、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの生きる力を育み、心身ともに健全で、人間性豊かに成長できるまちづくりを、

さらに木曽川の豊かな自然環境を大切に守り、美しい街並みや快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりを進めてまいります。

聖徳太子が唱えた「和を以て貴しと為す」。これは私の政治信条でもありますが、公共利益の実現のためには党派や派閥的なこだわりを捨てた公正な議論が不可欠であり、そのためにはまず各自が私心を去る必要があると解釈しております。この政治信条に基づき、議長として公平公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、笠松町のさらなる発展のため、議会と行政が一丸となり、誠心誠意、努力いたす所存であります。

町議会に対し、今後とも皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。

正副議長が決まりました

臨時会開会中の議場

4月1日の臨時会で、議長・副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員長の交代、監査委員の選任同意が行われました。　（敬称略）

議　長　船橋 義明　　副議長　田島 清美

【議会運営委員会】

委　員　安田 敏雄

【議会改革特別委員会】

委員長　安田 敏雄

○監査委員の選任同意

議会選出監査委員 船橋 義明 氏の監査委員辞職に伴い、後任に安田 敏雄 氏を選任することに同意されました。

町内会連合会総会　自主防災会協議会総会　開催

3月23日、中央公民館で平成26年度町内会連合会・自主防災会協議会総会が行われ、両会の平成27年度予算と事業計画が承認されました。

また、長年にわたって町内会長を務められ、町内会組織の発展などに尽くされた方に広江町長から表彰状と記念品が贈られました。

総会終了後には、広江町長から平成27年度の予算や重要施策の説明がありました。

表彰された方は次のとおりです。（敬称略）

【5年表彰】野田喜義（八幡町）

笠松町長選挙 6月21日執行予定

任期満了に伴う町長選挙が、次の日程で執行される予定です。

【告 示 日】6月16日（火）
【投 票 日】6月21日（日）
【投票時間】午前7時～午後8時

立候補予定者説明会 5月28日開催

6月21日執行予定の町長選挙に立候補を予定している方の説明会を開催します。

【日　　時】5月28日（木）午後1時30分～
【場　　所】役場2階 第1会議室

寄　附

【教育振興事業】　（敬称略）

㈱光製作所（中野）	現金 630万円
岩田市藏（北及）	現金 400万円

町では、ご趣旨に沿うよう活用させていただきます。

東日本大震災 義援金

笠松町役場でお預かりしました義援金は次のとおりです。　（敬称略）

料亭　安田屋	3万円

笠松町産業振興支援制度のお知らせ

産業の振興を目的に、町内で新たに事業所の設置や設備投資をした場合に「産業振興支援助成金」を交付しています。

申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

【対象となる事業所】

次の①～⑥すべて満たす法人または個人。

①町内に事業所を有する法人または個人（新たに事業所を設置する場合を含む）

②平成29年1月1日までに投下固定資産を取得し、1年以内に操業を開始した法人または個人（操業開始とは事業所の設置、または償却資産などを実際の事業の用に供することをいいます）

※投下固定資産の範囲

（1）操業開始前3年以内に取得した土地

（2）操業開始前1年以内に取得した建物

（3）操業開始前1年以内に取得した償却資産（耐用年数5年未満のものは除く）

③新設または増設しようとする投下固定資産の総額が1千万円以上であること

④町税などに未納がないこと

⑤性風俗特殊営業など助成の対象とならない事業を行っていないこと

⑥事業を行うにあたり、法令や条例などに違反していないこと

【助成の期間】操業開始後、初めて固定資産税が課税された年度を含めて3年間

【助成金の額】投下固定資産に対して課税された固定資産税の納付相当額

【申請・問合先】環境経済課　☎388-1114

連結財務書類４表を公表します

連結財務書類4表とは、町の普通会計のほかに国民健康保険などの特別会計や水道事業会計に加え、町が構成団体となっている一部事務組合・広域連合と町が出資している法人などの関係団体を、一つの行政サービス実施主体としてみなし、その資産や負債、行政コスト、資金収支の状況を明らかにするものです。

平成25年度決算に基づき、笠松町連結財務書類4表を作成しましたので公表します。

貸借対照表（バランスシート）

決算期末の財政状態を明らかにするためのものです。

左記の資産の部は、これまでに取得した財産の総額を記載し、右側には資産を形成する際に要した財源の調達状況を表わしています。

平成26年3月31日現在　（単位:千円）

資産の部		負債の部	
1. 公共資産 固定資産（有形・売却可能）	22,431,040	1. 固定負債 （将来の負担）	6,297,387
2. 投資など	1,204,438	2.流動負債	463,628
基金など	1,078,811	（来年度の負担）	
出資金・その他	125,627	負債合計	6,761,015
3.流動資産	1,264,976	**純資産の部**	
預金	883,234	純資産合計	18,139,439
現金	339,149	（これまでの世代の負担）	
未収金・その他	42,543		
資産合計	24,900,454	**負債・純資産合計**	24,900,454

行政コスト計算書　経常的な費用と収入

行政サービスに費やされた費用（コスト）と、その行政サービスに対する直接の対価（使用料など）を表わしたものです。

経常行政コスト合計から経常収益合計を差引いたものが純経常行政コストとなります。

自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日　（単位:千円）

経常費用		
1. 人にかかるコスト	人件費など	656,976
2. 物にかかるコスト	物件費、減価償却費、維持補修費など	1,512,860
3. 移転支出的なコスト	社会保障給付、補助金など	3,452,607
4. その他のコスト	支払利息など	74,140
	合計	5,696,583
経常収益		
使用料・手数料・分担金・負担金・寄附金・保険料・事業収益など		256,199
純経常行政コスト	（経常費用 － 経常収益）	5,440,384

純資産変動計算書　純資産の増減

資産と負債の差額である純資産の1年間の変動内容を表わしたものです。

自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日　（単位:千円）

期首純資産残高		19,813,201
純経常行政コスト		△ 5,440,384
一般財源	町税、地方交付税など	4,198,206
補助金など受入	国県補助金など	1,341,123
その他	臨時損益、資産評価替による変動など	△ 1,772,707
期末純資産残高		18,139,439

資金収支計算書　現金の動き

1年間の資金の動きを明らかにする計算書です。

経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部に分けて表わしています。

自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日　（単位:千円）

期首資金残高		370,292
1.経常的収支	（収入）町税など（支出）人件費・社会保障給付など	1,324,748
2.公共資産整備収支	（収入）国県補助金など（支出）公共資産整備費など	△ 670,967
3.投資・財務的収支	（収入）国県補助金など（支出）地方債償還費など	△ 684,924
4.その他	経費負担割合変更に伴う差額	
	当期収支	△ 31,143
期末資金残高		339,149

※財務書類4表（普通会計・連結ベース）の詳細は、町ホームページと役場1階の行政情報コーナーで公表しています。

高齢者叙勲受章

宮崎惇さん

宮崎惇さん

3月1日、宮崎惇さん（米野）が教育功労で高齢者叙勲（瑞宝双光章）を受章されました。

宮崎さんは、昭和22年に教職に就いて以来、児童・生徒一人ひとりの良き変容を見とどけ、その特性を十分に発揮させる教育に取り組み、また、余暇には地域に根差した自然教育の普及に努め、新聞や専門雑誌に多岐にわたり研究論文を発表するなど、理科教育の推進に尽力されました。

昭和62年に退職された後は、中央公民館長や羽島郡学校教育会会長などを歴任され、トンボ天国の整備や「ふるさと笠松自然散歩」を発行するなど、町の文化振興に多大な貢献をされました。

法務大臣から委嘱 人権擁護委員

保母勝壽さん

4月1日、保母勝壽さん（弥生町）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、基本的人権に関する心配ごとや悩みごとを親身になって相談に応じ、その解決に努めています。

秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

相談は、福祉会館で毎月第2金曜日に行っています。

詳しくは、31ページをご覧ください。

「わがまちを災害から守る」使命を胸に

辞令交付を受ける新入団員

町消防団入団式

4月18日、町消防団入団式がコミュニティ消防センターで行われ、消防団員や関係者約100人が出席しました。

式では広江町長から「団員一丸となって町民の生命と財産を守ってほしい」と式辞があり、川出団長からは入団された男性消防団員11人、女性消防団員3人、新役員に辞令が交付され、日ごろの消防活動に対する労をねぎらうとともに「いざという時のために訓練などに頑張ってほしい」との訓示がありました。

続いて、来賓の田中県議会議員、船橋町議会議長、奥田町内会連合会長から祝辞があり、団員は防火、防災の誓いを新たにしました。

また、式終了後には今年8月に開催される、第64回岐阜県消防操法大会出場選手の結団式が開催され、選手は大会へ向けての誓いを発表しました。

継承される伝統行事

大名行列お奴

踊山車

笠松春まつり

笠松陣屋市のこども縁日

3月25日から4月12日まで、かさまつまちづくりイベント実行委員会主催の「笠松春まつり」が開催されました。

桜の名所である奈良津堤には、桜の開花を待ちわびたたくさんの人が訪れ、天気の良い日には、大勢の家族づれやグループが桜を楽しんでいました。

11日には、本町通りで「笠松陣屋市」があり、フリーマーケットや即売会、ふれあい子ども広場の射的や輪投げなどのこども縁日に大勢の人が集まりました。また、夕方からは産霊神社で「宵まつり」があり、町内みこし奉納やマジックショーなどが行われました。

12日には、オープニングの笠松清流太鼓の勇壮な演奏、園児の演技、笠松町女性の会の新笠松音頭で盛りあがり、引き続き行われた「大名行列お奴」では、威勢のよい掛け声で毛槍が投げ渡される妙技に、沿道に詰めかけた大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

また、各町内自慢の本みこしや花みこしが町内を練り歩くとともに、今年は踊山車（おどりやま）が登場するなど、町は祭りムード一色となりました。

園児の演技

西宮町のおみこし

江川のおみこし

田代東のおみこし

平成27年度　笠松町の事務体制

町長　広江 正明　　副町長　川部 時文

笠松町役場　本庁(笠松町司町1番地　代表電話　058-388-1111)
最寄りの巡回バスのバス停は「役場」

部などの名称(所属長名)	課などの名称(所属長名)	担当の名称	事務の内容	執務場所・電話
総務部(部長兼技監　奥村智彦)	総務課(課長　足立篤隆)(防災対策監　柴田利彦)	庶務・行政・秘書	職員人事、情報公開、個人情報保護、行政一般、選挙、防犯、町内会、秘書など	役場2階西側 ☎388-1111
		契約管財	契約、財産管理など	
		消防防災	消防、防災、防災行政無線	
	税務課(課長　森泰人)	資産税	固定資産税	役場1階西側 ☎388-1112
		住民税	町民税、軽自動車税、納税・所得証明、臨時運行許可など	
	収納管理課(課長　服部昇三)	収納管理	町税などの徴収	役場2階東側 ☎388-1128
企画環境経済部(部長　村井隆文)	企画課(課長　堀仁志)	財政・行財政改革推進対策	財政、行財政改革推進など	役場2階東側 ☎388-1113
		企画調整	広域行政、総合計画、統計、国際交流、公共施設巡回町民バス、土地開発公社など	
		まちおこし推進	広報、広聴、行政無線放送、まちの駅、NPO法人の認証、ふるさと納税など	
	環境経済課(課長　平岩敬康)	生活環境	環境保全、公害、火葬場、墓地、ごみ、畜犬登録、交通安全、自転車駐車場など	役場2階東側 ☎388-1114
		産業振興	農業、商工業、観光、イベントなど	
住民福祉部(部長　岩越誠)	住民課(課長　加藤順子)	戸籍住民	戸籍、住民票、印鑑証明など	役場1階東側 ☎388-1115
		保険・医療・年金	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、福祉医療など	
	福祉健康課(課長　服部敦美)	民生	老人福祉、障がい者福祉など	福祉健康センター ☎388-7171
		介護	介護保険	
		健康	住民検診、母子保健、予防接種など	
	子ども課(課長　森宏子)	児童福祉・少子対策	児童手当、保育所入退所、児童福祉、少子対策など	役場1階東側 ☎388-1116
建設水道部(部長　那波哲也)	建設課(課長　佐々木正道)	管理	道路占用、道路用地の買収、道路境界確定、地籍調査など	役場3階西側 ☎388-1117
		土木	道路、河川の建設、維持管理など	
		都市計画	都市計画、建築確認、公園、屋外広告物など	
	水道課(課長　田島茂樹)	庶務	上下水道の加入申込み、料金の賦課徴収など	役場3階西側 ☎388-1118
		下水道工務	下水道施設の建設、維持管理など	
		上水道工務	水道施設の建設、維持管理など	
教育文化部(部長　田中幸治　教育文化課長兼務)	教育文化課(課長　田中幸治 部長兼務)(参事　大橋雅文)	学校教育	道徳教育、学校施設の管理など	中央公民館内 ☎388-3926
		生涯学習	生涯学習、青少年育成、地域の文化活動など	☎388-3231
		スポーツ振興	スポーツ振興、体育施設の管理など	
会計管理者(浅野薫夫　会計課長兼務)	会計課(課長　浅野薫夫 会計管理者兼務)	会計	現金の出納、納税、手数料の納付など	役場1階西側 ☎388-1119
	議会事務局(事務局長　田島直樹)	庶務	町議会に関する事務	役場4階北側 ☎388-1110

主な出先機関など

施設の名称	事務の内容	所在地・電話	最寄りの巡回バスのバス停
福祉健康センター (所長　服部敦美　　福祉健康課長兼務) (福祉健康課、社会福祉協議会の事務所)	住民検診、健康相談など	長池408番地の1 ☎388-7171	福祉健康センター
福祉会館 (館長　西崎裕子)	施設利用申込み、老人クラブ、遺族会その他福祉関係団体の事務など	東陽町44番地の1 ☎387-1121	福祉会館
中央公民館 (館長　田中幸治　　教育文化部長・課長兼務)	公民館施設利用申込み、体育施設利用申込み、生涯学習、スポーツ振興など	常盤町6番地 ☎388-3231	中央公民館前
松枝公民館　松枝支所 (館長・支所長　田中幸治　　教育文化部長・課長兼務)	施設利用申込み、諸証明の受付など	長池292番地 ☎387-0156	松枝小学校前
総合会館　下羽栗支所 (館長・支所長　田中幸治　　教育文化部長・課長兼務)	施設利用申込み、諸証明の受付など	中野229番地 ☎387-8432	総合会館
歴史未来館 ※6月開館予定 (館長　高木敏彦)	歴史、民俗、自然、産業及び科学に関する資料の展示、保存など	下本町87番地 ☎388-0161	歴史未来館前 ※6月設置予定
学校給食センター (所長　伊藤博臣)	学校給食	長池227番地の2 ☎387-5321	松枝小学校前
子育て支援センター (所長　森宏子　　子ども課長兼務)	子育て支援、放課後児童クラブなど	上新町172番地 ☎387-0561	中央公民館前
児童館 (館長　森宏子　　子ども課長兼務)	児童の健全育成	田代290番地 ☎388-0811	児童館前
ふらっと笠松	笠松町の情報提供、情報発信など	西金池町1番地(名鉄笠松駅構内) ☎388-2355	名鉄笠松駅前
羽島郡二町教育委員会 (教育長　宮脇恭顯)	学校教育、社会教育など	岐南町八剣7丁目107番地(岐南町役場内) ☎245-1133	―

関　係　機　関

	事務の内容	所在地	電話
笠松町選挙管理委員会	選挙の執行・管理	司町1番地 笠松町役場総務課内	☎388-1111
笠松町農業委員会	農地の利用関係の調整、技術の改良・普及の指導	司町1番地 笠松町役場環境経済課内	☎388-1114
笠松町土地開発公社	町から委託された公共事業用地の取得	司町1番地 笠松町役場企画課内	☎388-1113
(社福)笠松町地域振興公社	第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所、ことばの教室の運営	上新町172番地	☎387-6266
(社福)笠松町社会福祉協議会	町から委託された地域包括支援センター事業の実施など 笠松町心身障害者小規模授産所の運営	長池408番地の1 福祉健康センター内	☎387-5332

各種実行委員会

	事務の内容	所在地	電話
かさまつまちづくりイベント実行委員会	春まつり、川まつり、リバーサイドカーニバル	司町1番地 役場環境経済課内	☎388-1114
笠松町民運動会実行委員会	町民運動会	常盤町6番地 中央公民館内	☎388-3231
笠松町美術展実行委員会	美術展	常盤町6番地 中央公民館内	☎388-3231

避難行動要支援者名簿への

町では、避難行動要支援者（災害が発生した場合に避難の手助けなどを必要とする方）の名簿を作成しています。この名簿は災害時に身体が不自由などの理由により、避難が困難な方の安否確認、避難誘導などを速やかに行うためのものです。

今月から順次対象の方へ詳しい制度概要を郵送します。身体の障がいの状況、緊急連絡先などの個人情報を、地域の自主防災会や民生・児童委員などに情報提供することへの同意をしていただくと、地域の見守り活動、災害時の安否確認、避難誘導などの支援活動をより強化できます。支援関係機関への情報提供の趣旨を理解し、できる限り多くの方の同意をお願いします。

※災害対策基本法が改正されたため、今までの「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」へ名称が変更となりました。

対象となる方は？

避難行動要支援者とは、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難の手助けなどを必要とする方です。町では、次のいずれかに該当する方を対象とします。

① 介護保険における要介護3・4・5の認定者の方
② 65歳以上のひとり暮らしの方
③ 65歳以上のみで構成する世帯の方
④ 身体障害者手帳「1級」「2級」の方
⑤ 療育手帳「A1」「A2」の方
⑥ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
⑦ その他支援を必要とする方

名簿の内容は？

町で管理している住民基本台帳をもとに、対象者の次の情報で名簿を作成します。

①氏名　②生年月日　③性別　④住所　⑤電話番号
⑥障がいの等級など　⑦特記事項　⑧緊急連絡先

名簿の活用方法は？

避難行動要支援者が避難行動などをする場合に、できる限り地域で支援が受けられるように、町から支援関係機関へ名簿を提供します。

【平常時】
個人情報の提供に同意された方のみ、右の機関へ提供

【災害時】
命を守ることを最優先とし、不同意の方の名簿情報も右の機関へ提供

【支援関係機関】
○各自主防災会
○民生・児童委員
○消防機関（消防署・消防団）
○岐阜羽島警察署
○町社会福祉協議会

登録をお願いします

名簿を作成するまでの流れは？

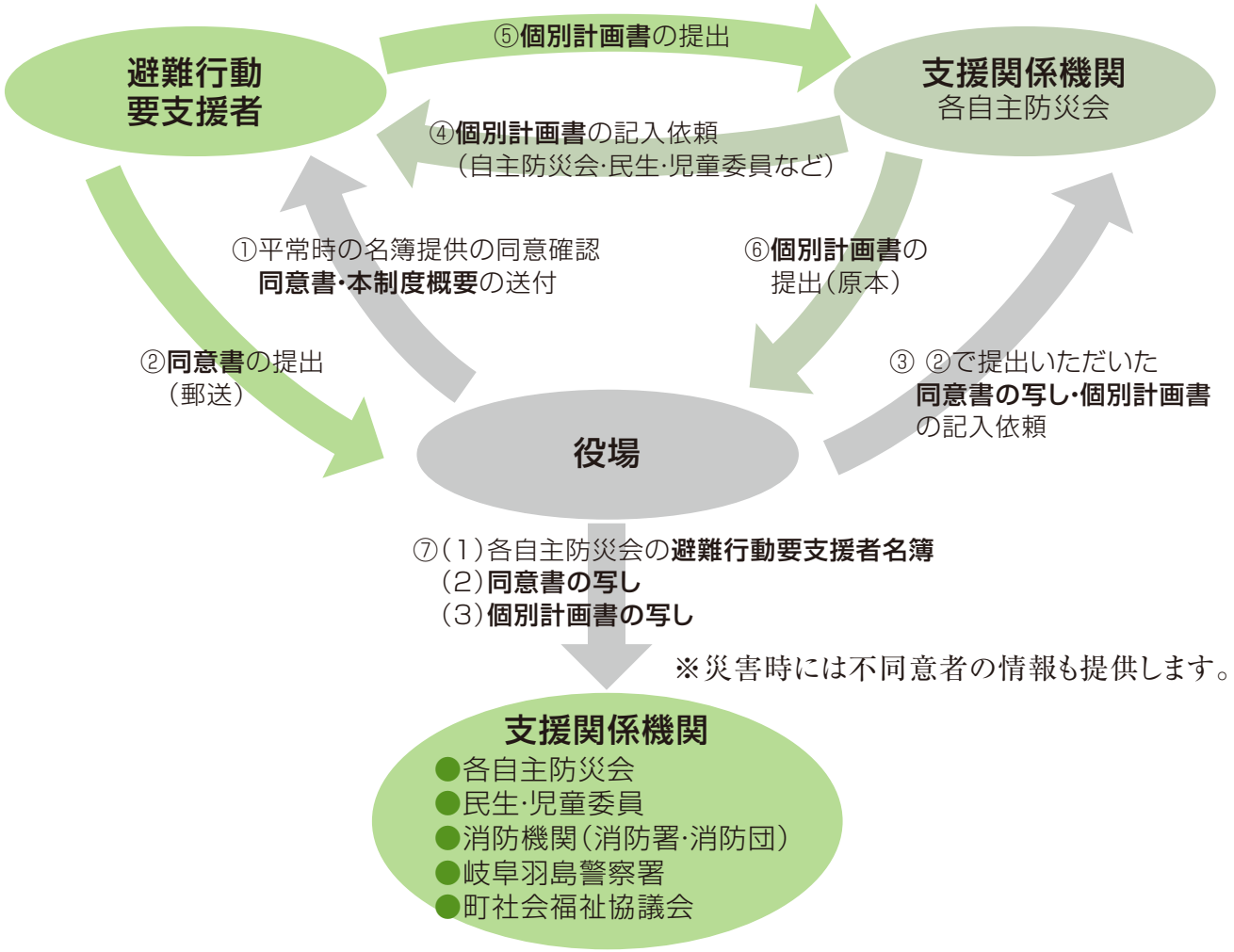

個人情報の取扱いは？

個人情報の取扱いは、町と避難支援関係機関内との間で適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には一切使用しません。また、町と避難支援関係機関との間で、「避難行動要支援者名簿に関する覚書」を交わし、情報漏えい防止を図ります。

登録される方へのお願い

災害発生の予想は困難であり、すべての場合に万全の体制がとれるわけではありません。安否確認の実施や支援活動自体ができないおそれもあります。登録にあたっては、そのことをご承知おきください。なお、今までの制度ですでに名簿登録している方も再度ご記入ください。

また、災害時には行政が可能な限り公的支援「公助」を行いますが、それだけでは限界があります。「自助」「共助」という言葉がありますように、自分の命は自分で守る･みんなの地域はみんなで守る気持ちが大切です。この制度を活用することも「自助」「共助」につながります。“災害への備え”を平常時から持ち、災害に強いまちをつくりましょう。

【問 合 先】総務課 ☎388-1111

地籍調査が始まります

町では、今年度から地籍調査に着手しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆ 地籍調査とは

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

登記所（法務局）に備え付けられている地図は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとに作られたもので、土地の境界や形状が現況と異なるなど不明確であったり、測量も不正確であったりする場合があります。

地籍調査を行うことにより、その成果は登記所（法務局）に送付され、登記簿の記載が修正され、新たな地図が備え付けられることになります。

◆ 地籍調査はこんなことの解決に役立ちます

『土地取引が円滑になる』

土地を売買する際、隣地との境界確認に手間と時間がかかり、登記簿面積と実測面積が異なっている場合はトラブルの原因となります。

地籍調査により、正確な土地の状況が登記簿に反映され、信頼性が高まり安心して土地取引ができます。

『土地のトラブルの防止』

土地の境界が不明確であると、住民間や官民間で境界紛争など、さまざまなトラブルが発生しがちです。

地籍調査により、土地の境界が明確になり、境界紛争など土地に関わるトラブルの未然防止に役立ちます。

『災害復旧が迅速に出来る』

地震、水害などの災害が発生した場合、災害前の土地の境界が確認できず、早期の復旧工事にかかれない場合があります。

地籍調査により、個々の土地が地球上の座標値で表示されるため、元の位置を容易に確認することができます。

『公共事業が円滑になる』

道路、河川、都市計画などの公共事業を実施する際、現地と登記の内容が一致していない場合があり、設計や用地買収などの各種調整に時間を要し、事業の進行の妨げになることがあります。

地籍調査により、土地の境界確認が容易となり、道路整備などの円滑な実施とコスト縮減に役立ちます。

『その他次のようなことに役立ちます』

▶まちづくりの計画立案　▶固定資産税の課税の適正化

◆ 地籍調査はどこが行うの？

町が事業主体となって行います。

※土地所有者の費用負担はありません。（ただし、説明会、現地立会いや成果の閲覧に伴う旅費や交通費などの必要経費は個人負担となります）

◆ 地籍調査の流れ

地籍調査に要する時間は、一調査地区当たりおおむね5年ほどかかります。(ただし、調査面積その他の状況によって1年程度短縮される場合があります)

①登記簿や公図などの資料により、調査実施地区における一筆ごとの土地の事前調査を行います。その後、土地所有者を対象とした説明会を現場立会いの約1か月前に開催します。(1～2年目)

②土地所有者の立会いのもと、現地で土地の境界、所有者、地番、地目の調査を実施します。(2年目)

※所有者は必ず立会ってください。立会わないと「筆界未定」という処理がなされ、後日トラブルが起こることがあります。

③確認した境界に基づき、一筆ごとの測量を行います。(2年目)

④現地調査と測量の結果をまとめ、地籍簿と地籍図を作成します。(3年目)

⑤地籍調査の成果を閲覧して、土地所有者に確認していただきます。(4年目)

⑥地籍調査の成果を国や県へ認証手続きを行い、登記所へ送付された後、登記簿の修正や地図の更新が行われます。(5年目)

◆ 筆界未定とは

現地調査に立会わなかったり、隣接土地所有者との話し合いがつかず境界が決定しなかった場合、『筆界未定』として処理され、調査と測量を除外します。その後、筆界未定になった土地の境界を確定しようとした場合、自分たちの費用で測量士に依頼し登記をすることになり、高額な費用と大変な手間がかかることになります。

筆界未定となった土地では、地目の変更や分割の手続きができなくなり、土地取引や抵当権の設定が大変困難になるなど、さまざまな不便が生じます。境界の確認は隣接土地所有者としっかり話し合い、必ず決めていただくことをおすすめします。

◆ 平成27年度に地籍調査を実施する地域

清住町、弥生町、大池町、美笠通2、美笠通3、瓢町、友楽町の全域(事業面積:約0.2平方キロメートル)

資料収集など事前調査を1年間行い、平成28年度に土地所有者への説明会、現地立会い、測量を実施する予定です。

【問 合 先】建設課 ☎388-1117

下水道の供用

◎供用開始区域

町では、下水道の整備が完了した区域から順次供用開始をしています。
平成27年4月1日からは、下図の■の区域に加え、■の区域で新たに下水道が利用できるようになりました。

この区域から排出される台所･便所･風呂･洗面所などの生活排水は、下水道へ流さなければなりません。地域の生活環境をよりよくするため、ご家庭や事業所などの排水は、早く下水道へ接続されるようお願いします。

供用開始後、3年以内に下水道への改造工事をしたときは、町の助成制度があります。

下水道への接続工事に関することは、町の指定する工事店にお問い合わせください。

開始のお知らせ

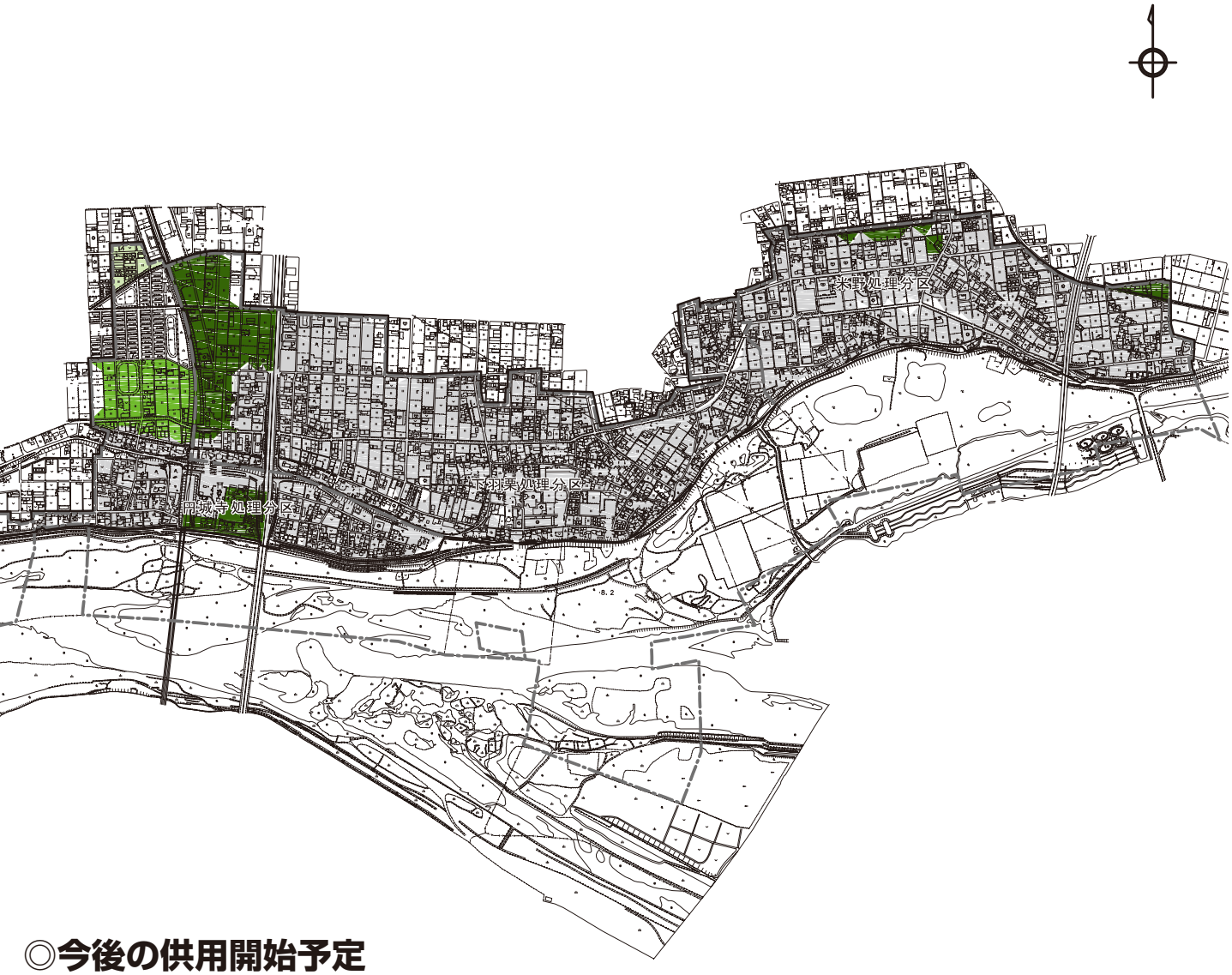

◎今後の供用開始予定

平成28年4月からは■の区域、平成29年4月からは■の区域で下水道が利用できるようになる予定です。

なお、この予定時期は、変更される場合がありますのでご了承ください。

	供用開始済
	平成27年4月1日 供用開始
	平成28年4月1日 供用開始【予定】
	平成29年4月1日 供用開始【予定】

平成27年4月1日現在

【問合先】水道課　☎388-1118

「ふるさと納税」で、笠松町への応援をお願いします

より便利な制度になりました

地方税法が改正され、平成27年4月1日以降に全国の都道府県や市町村に「ふるさと納税」した場合に、おおきく以下の2点が見直されました。

① 寄附の上限額が2倍になりました

個人住民税特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割（以前は1割）となりました。
（注）ただし住民税への適用は、平成28年度分以後の個人住民税からとなります。

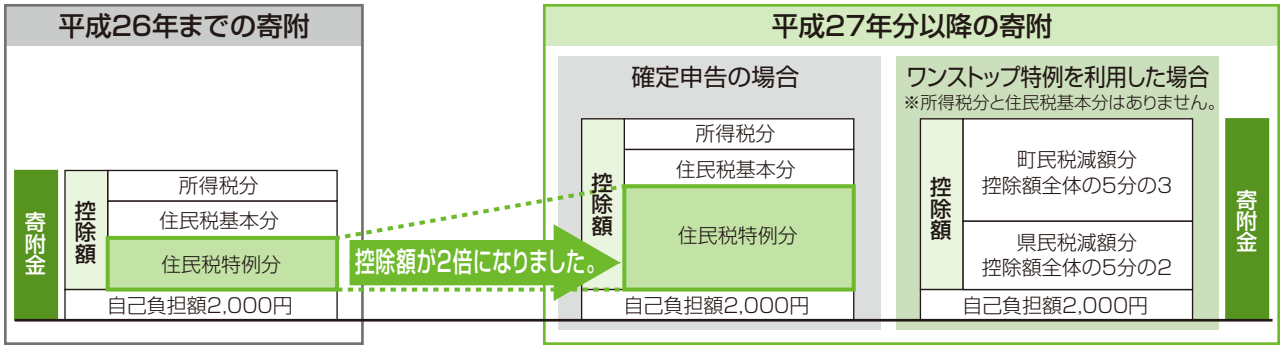

② 確定申告をしなくても、①の控除が受けられるようになりました

確定申告を行わない給与所得者等が「ふるさと納税」をした場合に、①の寄附金控除の申請を、寄附した自治体に依頼して代行してもらえる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。
ただし、ふるさと納税で寄附する自治体数が「5自治体まで」に限られます。

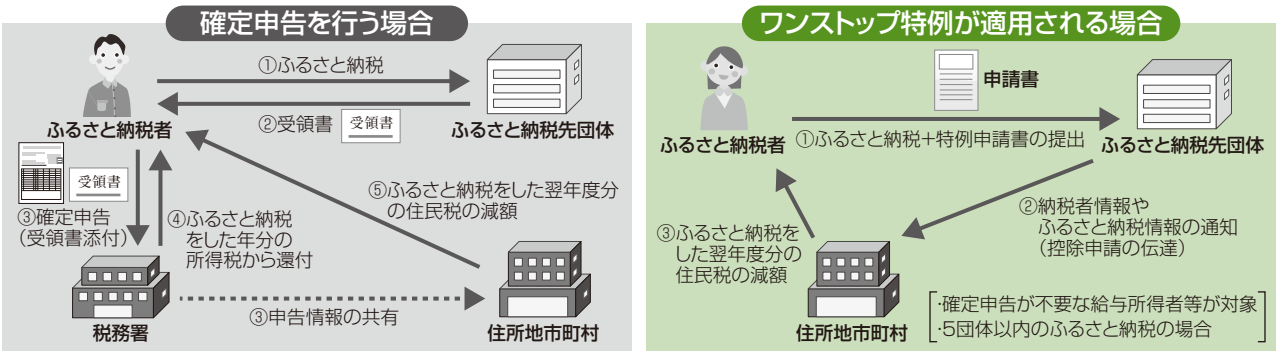

平成26年度の笠松町への寄附件数は過去最高となりました

寄附件数　5,022件　　寄附金額　36,931,001円

平成20年度に「ふるさと納税」制度が始まり、笠松町を応援くださる方が年々増加しています。全国の皆様の寄附金を活用し、平成26年度には「笠松町公共施設巡回町民バス」を2台購入しました。

なお、笠松町に5,000円以上寄附いただいた方に、感謝の気持ちを込めて「ふるさとかさまつ宅配便」からお礼の品を1品（10,000円以上寄附をいただいた方は2品）お届けいたします。1回の申込みで最大2品お届けしますが、期間を問わず何度でも申込みいただけます。

年度	件数	金額
H20	20件	605,000円
H21	14件	347,888円
H22	85件	1,673,001円
H23	110件	1,395,140円
H24	464件	5,000,998円
H25	3,550件	29,058,245円
H26	5,022件	36,931,001円

全国各地の多くの方からご寄附をいただき、誠にありがとうございます。
氏名の掲載に同意いただいた皆さん〈平成27年3月入金確認分〉（敬称略）

細井富美子、高橋正続、坂本泰英、橋本博文、友繁明子、沖山智彦、秋本熙、櫻田瑶子、酒本清美、吉村勝利、吉村幸恭、鈴木智子、松岡健二、笠井豊、東前嘉治、飯野雅人、岩滝直大、高橋宏和、渡邉真仁、小笠原由法、清水昭子、（一社）日本ご当地キャラクター協会、角谷博、堀之内光雄、戸村尚文、水野雅文、佐藤大作、伊藤栄三、大蔦彰、津田浩志、須藤綾子、大木竜磨、山内慶彦、小林純一、中土居和弘、佐々木誠人、佐渡和夫、小林直、遠井成夫、田内裕也、伊藤洋平、古地紀夫、大川誠、三浦隆文、新田浩平、野垣眞、臼井淳、袴田松吉、奥手清孝、宮﨑光子、植竹保之、中村浩一、吉田裕二、西本和則、川本章広、内川哲英、三浦和広、増田孝司、阪上明彦、細川信哉、大野好範、遠藤實、早水利文、近藤新八、内田いづみ、杉浦勝哲、川村裕司、川村利衣、櫻井丈司

笠松町にお住いの方からのご寄附を含め、多くの皆様からの応援をお待ちしています。

【問 合 先】企画課 ☎388-1113

笠松町子ども・子育て支援事業計画策定
「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち かさまつ」を目指して

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この制度は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、社会全体で子育てを支えることを目的とした制度で、市町村が主体となって「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に合った子育て支援を進めていくというものです。

町では、「笠松町次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子どもと子育て家庭への支援に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年度実施）を基礎資料として、学識経験者や子ども・子育て支援に関する関係団体、保護者などで構成する「笠松町子ども・子育て会議」（委員13人）を設置し、意見・提言をいただきました。

「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち　かさまつ」を目指す姿として、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子育て支援を充実させ、子育てがしやすい町づくりを進めていきます。

主な子ども・子育て支援事業

妊娠期から学童期まで、子どもや家庭に合った事業が利用できます。

妊娠期

妊婦健診
安全な出産のため、健診検査料の助成を行い母体の健康保持を図ります。

乳幼児期

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

養育支援訪問事業
支援の必要な妊婦や乳幼児健診などで育児に不安のある保護者、養育上の問題を抱える家庭を、保健師などが訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行います。

一時預かり事業（幼稚園）
幼稚園において在園児を対象に、平日・半日保育や長期休園日に保育を行います。

（保育所（園））
保護者の仕事、冠婚葬祭、傷病やリフレッシュにより、家庭において一時的に保育が困難となった児童を保育所（園）で預かります。

時間外保育事業（延長保育）
保護者の就労時間などにより、保育の認定区分による通常の保育時間を延長して保育を行います。

学童期

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
平日の放課後や学校休業日に保護者の就労などにより、家庭で適切な監護が得られない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を行います。

子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター）
育児の援助を利用したい人と提供したい人が会員となり、育児の相互援助を行う事業でファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置し、援助活動の連絡調整を行います。

病児・病後児保育事業
乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期に集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行います。

地域子育て支援拠点事業
（子育て支援センター）
家庭における子育て支援と子どもの健全育成に寄与するため、子育て相談や子育て支援講座など各種の子育て支援事業を実施します。

【問 合 先】子ども課 ☎388-1116

「ねらわれる高齢者!!」
～高齢者の不安につけ込み高額商品を買わせる悪質業者～

高齢者は、収入・貯蓄や健康状態、生活スタイルが他の年代とは異なっていて、それが消費者トラブルを招きやすくする背景となっています。

総務省の「家計調査」によると、この年代は年金と貯蓄が生活資金となっていますが、年代が進むにつれて支出が収入を上回り、貯蓄を切り崩して生活しているということが見えてきます。

貯蓄が減っていき、健康や孤独などさまざまなことに不安が募る中、不安につけ込み、次のような商法で契約を迫るあやしい悪質業者には特に注意が必要です。

購入する場合は、書面を必ず受け取りましょう。また、契約後8日以内ならクーリング・オフ（契約解除）(注1)ができるので、消費生活相談機関に相談しましょう。

高齢者をねらう主な商法

◆催眠（SF）商法

空き店舗や駐車場などに設置した特設会場に人を閉じ込め、初めは卵やティッシュを無料で配り、高揚した雰囲気で判断力を失わせ、高額な健康器具や健康食品、羽根布団、着物などを買わせる手口。買わないと会場から出られない怖い雰囲気が漂（ただよ）う。

▼

「無料」「今だけ」「あなただけ」に惑わされず、警戒して疑いましょう。契約後8日以内なら、クーリング・オフ（契約解除）(注1)ができます。また磁気マットや布団類は「使用後」でも可能です。

◆開運商法

路上で声をかけたり、家に訪ねてきたりして「最近身内で不幸がなかったか」「悩みはないか」と聞き、不運や先祖のたたりの話で脅（おびやか）します。開運や供養のためといって壺や印鑑、数珠などを高い値段で買わせます。

最近では、高額な数珠や石塔を買わせた宗教法人が国から業務停止命令を受けた例もあります。

▼

人の信仰心のすきを狙った犯罪です。契約後8日以内ならクーリング・オフ（契約解除）(注1)ができます。

8日が過ぎてしまっても、クーリング・オフ（契約解除）(注1)ができることもあります。
※マルチ商法は契約後20日以内
あきらめないで消費生活相談機関に相談しましょう。

（注1）クーリング・オフ（契約解除）

訪問販売や電話で強引な勧誘を受け契約したが、それを解除したい場合は、契約後8日以内なら一方的に契約を解除することができます。

書面（ハガキなど）には、契約日・商品（役務）名、契約金額・販売会社名などを記入し、コピー（控）をとり「簡易書留」で送ります。

●消費生活相談機関

消費者ホットライン	☎0570-064-370
県民生活相談センター	☎277-1003
警察安全相談室	☎272-9110
役場環境経済課消費生活相談窓口	☎388-1301

（専門相談員による相談も行っています。<31ページ参照>）

笠松の偉人

◆◆◆ シリーズ② ◆◆◆

15歳で父に代わって講義をした天才学者
角田 錦江（すみだ きんこう）

中央公民館の南庭の端に、高さ約4mの高さの石碑（墓碣銘）が立っています。その石碑には錦江の行績が記されています。

錦江は1803年（享和3年）に笠松に生まれました。性格は、素直で飾らなく、子どもの頃から親孝行であることを皆に知られていました。15歳の時に父に代わって儒学の講義をしましたが、教え方は厳しく、まるで大人のようでした。19歳の時父が亡くなり、続いて母も亡くなり、錦江はやせるほど悲しみました。

錦江には兄がいましたが、貧しく子どもも多いので、暮らしは大変でした。そこで錦江は力の限り兄を助けました。その行いは隣の村々まで伝わりました。美濃郡代の野田斧吉（のだおのきち）はこの善行を幕府に報告しました。すると幕府からおほめにあずかり、特別に銀30両がいただけました。

錦江の名声は、良い行いや儒学などで広く伝わりました。犬山城主や尾張藩の殿様などから、ぜひ文学を教える役職について欲しいという依頼がありましたが、すべて断ってしまいました。錦江は、笠松に本拠を置き、子弟の教育をすることが自分の務めだと考え、「喬木塾（きょうぼくじゅく）」を開き、生涯地元を離れませんでした。「田舎で他によい先生がいないから、先生として讃えてもらえている。私はことわざに言う『鳥のいない里のコウモリ』なのだ」と謙遜していました。

1884年（明治17年）に82歳で亡くなり、錦江の墓は盛泉寺（西町）にあります。

詳しくは、町ホームページ（「モラルセンス一覧」で検索<No.9>）をご覧ください。

かさまつの民話「昔むかし」
誓願寺の門前市（せいがんじのもんぜんいち）③

「誓願寺様に店が出た。ありがたいこっちゃ。こんなええかざではだまって帰れん。一本ちょうだいすか。」

しょうゆのこげるええかざにさそわれて、一本、二本と買っていくお客が、あとを絶たなかった。

こうしてはじまった焼きだんごの出店は、とふでんがくも売るようになった。

毎月、お春とおとらは、一宮からお灸をすえてもらいに来ていた。このふたりは、着物やきれを風呂敷につつんで行商し、近くで市がたつと店を出していた。

この頃では、年をとり大風呂敷のつつみを背負うのがえろうなった。そこでふたりは誓願寺の灸をすえてもらいに来るようになった。

「あのようおとらさ。きょうも、だんご屋はようはやってござったぜ。」

「ほんとにようはやるな。ありゃ、もうかるぜ。」

「わたいらも、荷物もってきて、並べてみよか。店番しながら、かわり番にお灸すえてもらやええし。」

（つづく）

情報BOX

お願い　お知らせ　募集

お問い合わせは

役場	☎388-1111 FAX387-5816	中央公民館（町体育協会事務局）	☎388-3231
福祉健康センター	☎388-7171	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
福祉会館	☎387-1121	松枝公民館	☎387-0156
児童館	☎388-0811	総合会館	☎387-8432
子育て支援センター	☎387-0561	歴史民俗資料館	☎388-0161
		ふらっと笠松	☎388-2355

お知らせ　胃がん・肺がん・大腸がん検診（病院検診）　福祉健康課

がんの早期発見のため、胃がん・肺がん・大腸がん検診（病院検診）を実施します。

申し込みをされている方は、早めに受診してください。

また、大腸がん検診は、41・46・51・56・61歳の方に「大腸がん検診無料クーポン券」と「がん検診手帳」を郵送しますので、この機会にぜひ受診してください。

【実施方法】

検診名	検診自己負担金		納入方法	実施期間	受診方法
胃がん	70歳以上	800円	受診当日に病院窓口でお支払いください。	5月15日～7月31日	各種がん検診票と大腸がん検診の便容器は検診実施医療機関にあります。直接、検診実施医療機関に受診してください。
	40歳～69歳	3,000円			
肺がん	70歳以上	200円			
	40歳～69歳	700円			
大腸がん	70歳以上	100円			
	40歳～69歳	500円			
	※41・46・51・56・61歳	無料	対象者に無料クーポン券を郵送しますので、病院窓口に提出してください。	5月15日～10月31日	

※申し込みをされていない方で、受診を希望する方は福祉健康課へご連絡ください。

【問 合 先】福祉健康課

【検診実施医療機関】

医療機関名	所在	電話	検診項目		
			胃がん	肺がん	大腸がん
愛生病院	円城寺	388-3300	○	○	○
伊藤内科	上本町	387-2257	○	○	○
岩村医院	門間	387-0180	○	○	○
片山クリニック	田代	388-8700	○	○	○
小寺医院	美笠通	387-4504	○	○	○
このの医院	米野	387-6010	／	／	○
杉山内科医院	奈良町	388-3600	○	○	○
羽島クリニック	門間	387-6161	○	○	○
ひらたクリニック	田代	387-3378	／	○	○
松波総合病院	田代	388-0111 ※午後2時30分から4時30分までに健診科へ電話予約してください。	○	○	○
吉田胃腸科	門前町	387-2217	○	○	○

お知らせ　幼児の麻しん風しん混合予防接種　福祉健康課

麻しん風しん混合予防接種を実施していますので、早めに接種を受けてください。過去に、麻しんまたは風しんにかかった幼児でも、予防接種を受けることができます。

なお、予診票のない方は、母子健康手帳を持参し、福祉健康センターへお越しください。

【対象年齢】•第1期　生後12か月以上～24か月未満の幼児
•第2期　平成27年度中に6歳になる幼児（平成21年4月2日～22年4月1日生まれ）

【接種期限】第1期:2歳の誕生日の2日前　　第2期:平成28年3月31日

【接種医療機関】•羽島郡内の指定医療機関（笠松町ほけんカレンダーを確認してください）
•かかりつけ医が羽島郡以外の方は、町が指定する岐阜県内の医療機関

【持 ち 物】予防接種予診票・母子健康手帳

【問 合 先】福祉健康課

ごみの処理は（株）野々村商店に!!
株式会社 野々村商店
一般廃棄物収集運搬業（笠松町許可）
岐阜市則松2丁目157番地 TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業
瑞穂市野田新田3977-1 TEL 058-327-4030

「安心」をお届けするプロフェッショナル
株式会社 アシスト岐阜
〒500-8267 岐阜市茜部寺屋敷1丁目31番地
TEL058・274・2811 FAX058・274・2812
損害保険・生命保険　代表取締役 道家 嗣典

各課直通電話

総務課	☎388-1111	子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
収納管理課	☎388-1128	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	教育文化課	☎388-3231
環境経済課	☎388-1114	学校給食センター	☎387-5321
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
福祉健康課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

テニスコート・運動場 6月分 体育施設の利用抽選会

【月日】 5月25日(月)
【時間】 午後7時30分～ テニスコートを利用の方
午後7時45分～ 運動場を利用の方
【場所】 中央公民館

お知らせ 妊娠を希望する方などの風しん・麻しん風しん混合ワクチンの接種費用助成 福祉健康課

「先天性風しん症候群」の発生を防止するため、風しんワクチン、または麻しん風しん混合ワクチンの接種を、町内の指定医療機関で受けられる方に接種料を助成します。

【対 象 者】接種時に笠松町に住民登録があり、
- 今までに風しんにかかったことがなく(不明を含む)、風しんワクチンを一度も受けたことがない方
- 風しん抗体価検査結果がHI法で16倍以下の方

で、次のいずれかに該当する方
①妊娠を予定・希望している女性
②妊婦健診で風しん抗体価検査の抗体価がHI法で16倍以下の妊婦の夫、または同居家族

【助 成 回 数】1回
【助成対象期限】平成28年3月31日
【指定医療機関】

医療機関名	所在	電話	医療機関名	所在	電話	医療機関名	所在	電話
伊藤内科	上本町	387-2257	こめの医院	米野	387-6010	まつなみ健康増進クリニック	泉町	388-0111
岩村医院	門間	387-0180	杉山内科医院	奈良町	388-3600	松波総合病院	田代	388-0111
片山クリニック	田代	388-8700	羽島クリニック	門間	387-6161	吉田胃腸科	門前町	387-2217
小寺医院	美笠通	387-4504	ひらたクリニック	田代	387-3378			

【申請・接種方法】
①接種前に、福祉健康センターへ接種料助成の申請をする。
〈申請時の持ち物〉 ・印鑑
・「岐阜県風しん抗体委託検査申込(問診)票兼結果票」、または風しん抗体検査結果のわかるもの。
②指定医療機関に接種の予約をする。
③指定医療機関で接種を受ける。(接種料は医療機関窓口で無料となります)
〈接種時の持ち物〉 ・町が交付する「笠松町妊娠希望者等風しんワクチン接種料助成金交付決定通知書」と「助成対象者証」
・風しん・麻しん風しん混合予防接種予診票(助成対象者証の裏面)
・健康保険証(住所の確認をします)

【注意事項】
- 妊娠している方は、予防接種はできません。
- 女性はあらかじめ1か月間避妊した後接種してください。また、接種後2か月間は避妊が必要です。
- 風しん・麻しん風しん混合ワクチン接種は予防接種法に基づかない任意接種になります。接種により何らかの健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度により救済されます。また、町では「全国町村会総合賠償補償保険」に加入しています。健康被害を受けた場合は、救済の対象となる場合があります。
- この助成は、平成27年4月1日から28年3月31日までのものでありますが、26年度に申請され、27年度に接種された方も対象になります。

【申請・問合先】福祉健康課

10年保証
住宅性能保証制度 登録店
住まいのパイオニア
総合建設請負業
安藤建設㈱
江川71
TEL 388-0077
FAX 387-1515

消火器から消防防災施工点検管理
SANDA
株式会社三田防災
本社／〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL:058-388-0607㈹ FAX:058-387-5115
岐阜営業所 ／ 羽島営業所 ／ 名古屋営業所

お知らせ 一般不妊治療（人工授精）助成　福祉健康課

町では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減のため、人工授精にかかる保険適用外の一般不妊治療費の一部を助成します。

【助成対象】
平成27年4月1日以降に開始した治療

【対象となる治療】人工授精（検査を含む）

【対 象 者】一般不妊治療の開始時点で夫婦（事実婚も含む）であり、治療期間と申請日のいずれにおいても夫または妻のどちらか一方が笠松町に住所を有する方（夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して申請をしていない方、事実婚の場合は住所が同じ方に限る）

【所得制限】夫婦の前年（申請日が1月～5月の場合は前々年）の所得の合計が730万円未満

【助成の額】1年度につき、本人負担額（注1）として支払った額の2分の1の金額（上限5万円）
（注1）医療保険各法の適用とはならない医療を受けた場合に負担する額

【助成期間】一般不妊治療の事前検査などを開始した月から継続する2年間まで

【申請書類】
①笠松町一般不妊治療（人工授精）助成事業申請書
②笠松町一般不妊治療（人工授精）助成事業受診等証明書
③申請しようとする治療にかかる領収書などの原本
④夫と妻の所得課税証明書
⑤住所地を証明する書類
⑥請求書
※④、⑤の書類は、町が住民基本台帳、課税台帳を閲覧することに同意された場合不要です。
※申請書などの様式は、町ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】平成27年度は、平成27年4月から平成28年2月までの診療分を平成27年4月から平成28年3月までに申請してください。

【申請・問合先】福祉健康課

お知らせ 結核住民検診　福祉健康課

申込みをされている方には、検診票を郵送します。また、申込みをされていない方も受診できますので、直接会場へお越しください。

【対 象 者】65歳以上の方
（昭和26年4月1日以前に生まれた方）

【検 診 料】無料

【日時・場所】

月日（曜）		受付時間	場　所
5月	19日（火）	9:00～10:00	春日神社（門間）
		10:30～11:00	北門間会館（門間）
		13:00～14:30	松枝公民館（長池）
		15:00～15:30	児神社（北及）
	25日（月）	9:00～10:00	スポーツ交流館（江川）
		10:30～11:30	米野会館（米野）
		13:00～14:00	穴太部神社（上柳川町）
		14:30～16:00	中央公民館（常盤町）
6月	4日（木）	9:00～10:00	福祉会館（東陽町）
		10:30～11:30	下羽栗会館（中野）
	16日（火）	9:00～10:00	笠松町役場（司町）
		10:30～11:30	厚生会館（瓢町）
		13:00～14:00	児童館（田代）
		14:30～16:00	福祉健康センター（長池）

【問 合 先】福祉健康課

お知らせ 建築物の耐震化制度　建設課

町では地震に備えるため、昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を希望される方に、無料で専門家を派遣し、耐震診断と耐震補強のアドバイスを受けられる制度を行っています。

また、昭和56年6月1日以降に着工された木造住宅の耐震診断と、昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の建築物の耐震診断、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震補強の費用の一部を助成する制度を設けています。

【申込期間】5月7日～12月28日

【問 合 先】建設課

つみきとえいご
笠松双葉幼稚園
〒501-6064　岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
http://www.tsumiki.ed.jp

地域と共に！
社会医療法人蘇西厚生会
松波総合病院
関連施設
●まつなみ健康増進クリニック
●人間ドック・健診センター
●人工透析センター
●まつなみリサーチパーク（医学研究所）
●松波総合病院介護老人保健施設
●まつなみ訪問介護ステーション
●まつなみ訪問看護ステーション
●松波総合病院居宅介護支援事業所
●まつなみケアプランセンター
TEL 058-388-0111（代）
http://www.matsunami-hsp.or.jp

お知らせ 「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設 福祉健康課

人権問題や悩みごとなど、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

【相談日時】6月1日(月)午前10時～午後3時
【場　　所】福祉会館
【問 合 先】・福祉健康課
・岐阜地方法務局人権擁護課
☎245-3181

お知らせ 狂犬病予防集合注射と犬の登録 環境経済課

犬の飼い主には、「狂犬病予防法」により生後91日以上の犬の登録と、年1回の犬への予防注射が義務付けられています。また、他市町村で登録した犬でも引っ越しなどで笠松町に所在地が変更になった場合、登録変更の手続きが必要です。

【日時・場所】

月日(曜)		時　間	場　所
5月	14日(木)	10:00～11:00	役場(西駐車場)
		13:00～13:40	松枝公民館
	15日(金)	10:00～10:30	松枝公民館
		11:00～11:40	中央公民館
		13:00～14:00	下羽栗会館

【料　　金】
・注射料金　2,600円
・注射済票交付手数料　550円
・新規登録(未登録の方のみ)　3,000円

【注意事項】
・登録済みの飼い主あてに、「狂犬病予防注射問診票」の付いた狂犬病予防注射案内ハガキを通知します。問診票は事前に記入を済ませ、注射当日は必ずハガキを持参してください。
・町が実施する注射を受けられない場合には、必ず動物病院で受けてください。
・会場でのフンの後始末は飼い主の方が必ず行ってください。

【問 合 先】環境経済課

お知らせ あそびの広場 児童館

児童館ボラクラブの子どもたちが、幼児親子や小学生の皆さんと一緒になって遊ぶ「あそびの広場」を開催します。

【日　　時】5月16日(土) 午前10時～11時
【場　　所】児童館 遊戯室
【対 象 者】幼児親子・小学生
【問 合 先】児童館

お知らせ 第26回歯と口の健康フェスティバル 羽島口腔保健協議会

【日　　時】6月7日(日)午後0時30分～3時30分
(受付終了　午後3時)
【場　　所】中央公民館
【参 加 料】無料
【内　　容】中学生以下のフッ化物塗布、クイズラリー、人形劇、かみかみセンサー、RDテスト、歯の健康優良児などの表彰、歯の絵画・ポスターの展示、はつらつ高齢者のよい歯のコンクールなど
※駐車場に限りがありますので、乗り合わせてご来場ください。

◎はつらつ高齢者のよい歯のコンクール
【申込要件】75歳以上で自分の歯が20本以上あり、歯の健康に自信のある方
【申込期限】5月25日(月)
【申込・問合先】福祉健康課

お知らせ 雑誌のリサイクル配布 教育文化課

図書室では、昨年度にご愛読いただいた雑誌を進呈する「雑誌のリサイクル配布」を実施しますので、ぜひご利用ください。

【日　　時】5月9日(土)～17日(日)
午前9時～午後4時30分
【場　　所】中央公民館図書室
松枝公民館ロビー
総合会館ロビー
【問 合 先】教育文化課

岐阜みなみ法律事務所
相続・遺言・離婚・借金・交通事故などお気軽に何でもご相談下さい。
岐阜みなみ法律事務所 検索
弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)
岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階　TEL(058)214-2468
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)

循環社会に奉仕する
有限会社 内田商会
生活系ごみ　事業系ごみ
引越などの粗大ごみ
羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL　058-388-1006
FAX　058-388-0765

お知らせ かさまつ文化フェスタ2015
町文化協会

「輪」をテーマに中央公民館で開催されます。

【日時・場所】

月日(曜)		内　容	時　間	場　所
5月	16日(土)	作品展示	9:30～17:00	1・2階各室
		本の交換会		2階
	17日(日)	作品展示	9:30～16:00	1・2階各室
		本の交換会		2階
		ステージ発表	10:00～16:00頃	3階大ホール
		呈茶席(要呈茶券)		3階ロビー

※開催中は、2階茶華道室に休憩室を用意します。

【問 合 先】町文化協会事務局(中央公民館内)

募集 就業支援講習会
県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

県内に住む、ひとり親家庭の親を対象に、就業を支援するための講習会を開催します。

【受講種目】・介護職員初任者研修
・医療事務講習
・クラウドソーシング

【対 象 者】ひとり親家庭の親　約26人

【受 講 料】無料(ただし教材費は本人負担)

【申込期間】5月14日(木)～29日(金)

【申 込 先】岐阜地域福祉事務所 ☎272-1930

※抽選により講習会受講者を決定し、面接を行います。

※受講者には、自立・就業を支援する「ひとり親自立支援プログラム策定事業」にご協力をいただきます。

【問 合 先】岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター ☎268-2569

自動車税の納期限は6月1日(月)です

納期限までに納めましょう。

詳しくは、納税通知書(5月7日発送予定)をご覧ください。

【問 合 先】岐阜県自動車税事務所 ☎279-3781

募集 読み聞かせボランティア養成講座
かみふうせん

読み聞かせボランティア「かみふうせん」では、中央公民館や、町内小中学校などでおはなしかいを開催しています。

今回は、つい難しく考えてしまう読み聞かせ用の絵本の選び方を学びます。

ボランティアに関心のある方だけでなく、どなたでも参加できます。

【日　　時】5月28日(木)
午前10時～11時30分

【場　　所】中央公民館 学習室1

【テ ー マ】『絵本選びはむずかしくないよ
～子育ての中の絵本～』

【講　　師】元愛知県美和町図書館員 山口 陽子 氏

【参 加 料】無料

【定　　員】30人

※託児は設けませんので、ご了承ください。

【申込・問合先】中央公民館

お知らせ 5月27日に緊急地震速報の伝達試験を実施します
総務課

地震や武力攻撃などの災害時に、国から送られてくる緊急情報を、全国瞬時警報システム(Jアラート<注1>)により皆さんにお伝えするための試験を行います。

【日　　時】5月27日(水) 午前10時15分ごろ

【試験の内容】各家庭の個別受信機と屋外スピーカーから、緊急地震速報の試験放送が一斉に流れます。

※笠松町以外の地域でも、全国的に同様な情報伝達試験が実施されます。

<注1> Jアラートとは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムのことです。

【問 合 先】総務課

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです
中部事務機株式会社
本　　社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ゴミの回収致します。
まずはお問合せ下さい。
見積無料
高島衛生工業(有)
*笠松町許可業者
岐南町平成6-110
☎248-0089(代)
http://www.t-eisei.co.jp

募集 乙種第4類危険物取扱者試験の郡準備講習会　郡危険物安全協会

【日　　時】5月29日(金)午前9時～午後4時
【場　　所】郡広域連合消防本部3階
【定　　員】20人
【受 講 料】会員1,500円 一般3,000円
※別にテキスト代1,500円がかかります。
【申込期限】5月28日(木)
※申込用紙は、郡広域連合消防本部予防課にあります。
※第1回の試験願書は、5月7日(木)から15日(金)まで岐阜県消防試験センターで受け付けています。
【申込・問合先】羽島郡危険物安全協会事務局
(羽島郡広域連合消防本部予防課内)
☎388-1198

お知らせ 自衛隊セミナー

自衛隊岐阜地方協力本部

開催日		時　間	参加対象	内　容	場　所
5月	2日(土)	13:30～16:30	小学生～26歳(保護者同伴、保護者のみも可)	①DVD放映 ・陸海空自衛隊概要に基づく説明 ②平成27年度入隊者・入校者との懇談 ③入隊に関する勉強会 ④ペーパークラフト作成	中央公民館
	16日(土)	9:30～12:10	小学生以上	①DVD放映 ・日本のPKO10年の歩み ②防災・装備品パネル展示 ③現職自衛官の講話	厚生会館
	31日(土)	15:00～17:00		①DVD放映 ・日本の災害派遣の歩み ・サンダーバードVSブルーインパルス ②防災・装備品パネル展示	松枝公民館

※内容は変更する場合があります。
【問 合 先】自衛隊岐阜地方協力本部岐阜募集案内所 ☎262-1818

募集 よりよい川づくりのための河川愛護モニター　国土交通省

【応募資格】20歳以上で川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方。
【募集人員】5人
【委嘱期間】7月1日～平成28年6月30日
※ただし、制度改正などにより期間満了前に委嘱を終了する場合があります。
【募集期間】5月7日(木)～22日(金)
【問 合 先】国土交通省木曽川上流河川事務所占用調整課 ☎251-1326

募集 第33回町民グラウンド・ゴルフ大会　町体育協会

【日　　時】5月31日(日) 午前9時～
《予備日6月13日(土)》
【場　　所】笠松町運動公園内グラウンド・ゴルフ場と運動場
【参加資格】町内に在住・在勤の方(小学生以上)
【種　　目】①一般大会(個人)
②町内対抗大会
【参 加 費】1人100円
(協会役員へ申込み時に納付または大会当日徴収)
【申込期限】5月10日(日)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)

募集 第14回町民ペタンク大会

町体育協会

【日　　時】6月7日(日) 午前9時～
【場　　所】笠松小学校運動場
【参加資格】町内に在住・在勤の方(1チーム3人)
1人でも出場可
【参 加 費】1チーム(3人)300円※1人100円
(大会当日徴収)
【申込期限】5月22日(金)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)

自然にやさしい 環境創造
Shonan
松南株式会社
〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224　FAX.058-276-0808

航空宇宙産業に貢献する
株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

募集 第40回町民剣道大会

町体育協会

【日　　時】6月14日(日) 午前8時45分～
【場　　所】町民体育館1階　剣道・卓球場
【参加資格】町内に在住・在勤・在学の方
【種　　目】①一般・高校男子の部
②一般・高校女子の部
③中学男子1・2年生の部、3年生の部
④中学生女子の部
⑤小学生高学年、低学年の部
※各種目は、参加人数の都合により変更することがあります。
【参 加 費】1人100円(大会当日徴収)
【申込期限】6月9日(火)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)

募集 第29回町民テニス大会

町体育協会

【日　　時】6月14日(日) 午前9時～
【場　　所】緑地公園内テニスコート
【参加資格】町内に在住・在勤の方
【種　　目】ダブルス(1人でも出場可)
ただし、1人1種目
①小学生男子の部　②小学生女子の部
③中学生男子の部　④中学生女子の部
⑤初心者男子の部　⑥初心者女子の部
⑦一般男子の部　⑧一般女子の部
⑨壮年男子(45歳以上)の部
⑩壮年女子(40歳以上)の部
【参 加 費】1人100円(大会当日徴収)
【申込期限】6月8日(月)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)

春の全国交通安全運動

5月11日(月)～20日(水)
運動の基本「子供と高齢者の交通事故防止」
交通事故死ゼロを目指す日
5月20日(水)

募集 第13回町民ゲートボール大会

町体育協会

【日　　時】6月21日(日) 午前8時30分～
【場　　所】米野ゲートボール場
【参加資格】町内に在住・在勤の方で編成されたチーム
【参 加 費】1人100円(大会当日徴収)
【申込期限】5月29日(金)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)

募集 第19回町民ソフトバレーボール大会

町体育協会

【日　　時】6月28日(日) 午前9時～
【場　　所】町民体育館2階 競技場
【参加資格】町内に在住・在勤の方
【種　　目】混成の部・女子の部
【参 加 費】1チーム500円
(組み合わせ抽選会時に徴収)
【申込期限】6月11日(木)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)
◎組み合わせ抽選会
【日　　時】6月15日(月) 午後7時30分～
【場　　所】中央公民館 1の1

募集 第64回町民軟式野球大会

町体育協会

【日　　時】7月5日、12日、19日の日曜日
午前8時45分～
【場　　所】勤労青少年運動場
【参加資格】町内に在住・在勤の方で、原則町内会単位で構成されたチーム(20人以内)
1町内2チームまで
【参 加 費】1チーム2,000円
(組み合わせ抽選会で徴収)
【申込期限】6月5日(金)
【申 込 先】町体育協会事務局(中央公民館内)
◎組み合わせ抽選会
【日　　時】6月12日(金) 午後7時30分～
【場　　所】中央公民館 集会室

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包
羽島梱包株式会社
HASHIMA PACKING
岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147　FAX 388-2719

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」
アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中
大栄食品株式会社
本　　社●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366㈹　FAX058-388-2367

募集 「第7回ぎふ清流郡市対抗駅伝競走大会」郡代表選手

郡体育協会

羽島郡から11人（補欠を含む）の代表選手を募集します。

【募集選手】

○高校生　男子（選手2人+補欠1人）
　　女子（選手1人+補欠1人）
○一　般　男子（選手1人+補欠1人）
　　女子（選手1人+補欠1人）
※一般女子は高校生でも可
○40歳以上（選手1人+補欠1人）
※男女は問いません
※小中学生の選手は、郡内各小中学校を通して募集します。郡内在住で、郡外の小中学校に在籍している方は、郡体育協会事務局までお問い合わせください。

【日　　時】10月18日（日）午前9時30分スタート

【コースと区間】岐阜県庁～羽島市文化センター折り返し2往復　42.195km

※第1区	高校女子	4.6km	募集
第2区	中学女子	2.2km	
第3区	小学男子	1.5km	
第4区	中学男子	2.7km	
※第5区	40歳以上	3.0km	募集
※第6区	一般男子	7.2km	募集
※第7区	高校男子	4.6km	募集
第8区	中学女子	2.2km	
第9区	小学女子	1.5km	
第10区	中学男子	2.7km	
※第11区	高校男子	4.6km	募集
※第12区	一般女子	5.395km	募集

【参加資格】

・郡内に在住・在勤・在学の方
　ただし、一般・学生は、他県在住者・出身者であっても、出身中学校または高等学校所在地が郡内であれば出場を認めます。
・高校生は、保護者の同意を得られる方

【申込期限】6月30日（火）
　詳細は、申込み後に案内します。

【申込・問合先】羽島郡体育協会事務局
（羽島郡二町教育委員会）
☎245-1133

お知らせ 歴史未来館が開館します

歴史民俗資料館

建て替えのため休館中の歴史民俗資料館が名称を改め、来月オープンします。展示内容も大きく変わりますので、ぜひご来館ください。

【新 名 称】笠松町歴史未来館

【開 館 日】6月6日（土）

がんばれFC岐阜

5月の日程　　ホーム長良川競技場

5/ 6(水・祝)	13時から	京都サンガF.C.
5/10(日)	19時から	愛媛FC
5/24(日)	19時から	大宮アルディージャ
5/31(日)	18時から	水戸ホーリーホック

笠松町ホームタウンデーの日

7/22(水)	19時から	ジュビロ磐田

名馬、名手の里　ドリームスタジアム
GIFU 笠松けいば

5月の開催日程

1(金).11(月).13(水).14(木).15(金).25(月).27(水).28(木).29(金)

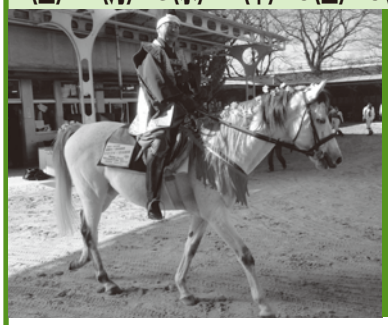

5/15（金）東海クラウン
5/25（月）A・G・I競走
5/29（金）東海クラウン

笠松けいば テレビ中継

4月30日（木）オグリキャップ記念
5月25日（月）第6回A・G・I 競走
6月18日（木）スポーツニッポン杯サマーカップ

■放　送　CCNチャンネル長良川11ch
　10:30～17:00
■問合せ　CCN 0120-344-893

http://www.kasamatsu-keiba.com

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ
社会福祉法人 徳雲会
地域密着型
小規模特別養護老人ホーム
銀の郷
岐阜県羽島郡笠松町美笠通3丁目8-1
TEL058-388-2150
入居者様募集中!

～あなたの力を消防団に～

消防団員募集

女性の方　歓迎します

【問合先】総務課

5月のお知らせ

■休日急病診療（内科・歯科）

受診の際は必ず健康保険証をご持参ください。
なお、当番医が急用などで変更する場合がありますので、前もって役場で確認してください。

○その他の医療機関問合先
羽島郡地域救急医療情報センター☎388-3799
（羽島郡広域連合消防本部内）

〔内科系〕診療時間　午前9時～午後2時
◆在宅当番医一覧表

日	医療機関名	所在	電話
3	渡辺小児科	岐南町八剣	☎246-8882
4	赤座医院上印食診療所	岐南町上印食	☎247-2626
5	伊藤内科	笠松町上本町	☎387-2257
6	岩村医院	笠松町門間	☎387-0180
10	おおしろ内科	岐南町野中	☎249-1366
17	岡山クリニック	岐南町徳田	☎268-0307
24	片山クリニック	笠松町田代	☎388-8700
31	河合内科クリニック	岐南町八剣	☎247-6630

◆二次的病院は、すべての日程とも松波総合病院（田代☎388-0111）です。
※入院を必要とされる方は、二次的病院に入院できます。

〔歯科系〕診療時間　午前9時～午後1時
◆在宅当番医一覧表

日	医療機関名	所在	電話
3	久納歯科医院	笠松町下本町	☎387-2051
4	小島歯科医院	笠松町奈良町	☎387-2848
5	秋田歯科医院	岐南町三宅	☎247-1196
6	はる歯科クリニック	岐南町みやまち	☎273-2300
10	さくら歯科	笠松町門間	☎387-9114
17	ゴトウ歯科医院	岐南町八剣	☎246-7215
24	小島歯科医院	笠松町奈良町	☎387-2848
31	秋田歯科医院	岐南町三宅	☎247-1196

■子育てサロン「みんなで遊ぼっ」

♪あそびの広場♪
【日　　時】5月13日（水）午前10時～11時
【場　　所】第一保育所
【対 象 者】乳幼児と保護者
※育児・マタニティ相談もあわせて行いますので、相談される方は母子健康手帳をお持ちください。
※車でお越しの方は、中央公民館駐車場をご利用ください。
【問 合 先】子育て支援センター

■保健（健診・予防接種・相談・教室など）

内容	日（曜日）	受付時間	場所
乳児健康診査	13日（水）	13:10～13:50	福祉健康センター
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	14日（木）		
3歳児健康診査・フッ化物塗布	28日（木）		
お誕生教室	26日（火）	9:20～ 9:40	
にこにこ教室	22日（金）	9:20～ 9:30	
歯みがき教室	12日（火）	9:30～11:00	
	27日（水）	13:00～14:30	
育児相談 マタニティ相談	12日（火）	9:30～11:00	
	13日（水）	10:30～11:30	第一保育所
	20日（水）	13:30～14:30	下羽栗会館
	27日（水）	13:00～14:30	福祉健康センター
健康相談	12日（火）	10:30～11:30	
	20日（水）	13:30～14:30	下羽栗会館
	27日（水）	10:30～11:30	福祉会館
	27日（水）	14:00～15:30	福祉健康センター
転倒予防教室	7日（木）	13:30～15:15	総合会館
	21日（木）		
貯筋（ちょきん）くらぶ ～筋力アップ教室～	7日（木）	9:30～11:15	福祉健康センター
	20日（水）		
	12日（火）	13:30～15:15	
	20日（水）		
骨こつストレッチ ～畳の上で行うストレッチ～	13日（水）	10:00～11:30	福祉会館
	27日（水）		
ふれあいひろば ～認知症：閉じこもり予防教室～	26日（火）	13:30～15:15	福祉健康センター
はつらつ健診・ 骨粗しょう症検診 肝炎ウイルス検査	8日（金）	（はつらつ健診） 8:15～10:45 （骨粗しょう症検診） 10:00～11:00 （肝炎ウイルス検査） 10:30～11:00	
	11日（月）		
	18日（月）		
	28日（木）		
	29日（金）		

■献血

みなさんのあたたかい思いやりが、助け合いの輪を広げます。ぜひ献血にご協力をお願いします。

月日（曜日）	時間	場所
5月21日（木）	9:00～10:00	丸十産業㈱（下柳川町）
	11:10～12:10	㈱加藤組（円城寺）
	13:45～16:00	㈱光製作所（中野）

【問 合 先】福祉健康課

町施設のご案内

施設名	所在	電話	施設名	所在	電話
役場	司町1番地	☎388-1111(代表)	中央公民館	常盤町6番地	☎388-3231
福祉健康センター	長池408番地の1	☎388-7171	松枝公民館 松枝支所	長池292番地	☎387-0156
福祉会館	東陽町44番地の1	☎387-1121	総合会館 下羽栗支所	中野229番地	☎387-8432
子育て支援センター	上新町172番地	☎387-0561	歴史民俗資料館	閉鎖中	☎388-0161
児童館	田代290番地	☎388-0811	ふらっと笠松	西金池町1番地(名鉄笠松駅構内)	☎388-2355

■グループワーク

精神障がいの方やこころの悩みをお持ちの方の憩いと交流の場です。

【日　　時】5月21日(木)午前10時～午後1時
【場　　所】福祉健康センター
【内　　容】調理
【持 ち 物】エプロン・タオル
【参 加 費】200円
【申込期限】5月14日(木)
【申込・問合先】福祉健康課

■こころの巡回相談・障がい者就労体験

地域活動支援センターの精神保健福祉士などが、相談に応じます。精神障がいの方の就労体験も開催します。

【日　　時】5月27日(水) 午後1時30分～2時30分
【場　　所】福祉健康センター
【申込期限】5月20日(水)
【申込・問合先】福祉健康課

第3日曜日は家庭の日

5月17日(日)は、家庭の日です。心豊かな明るい家庭づくりをしましょう。

今月のテーマ

家族みんなで、野や山に出かけ、自然に親しみましょう。

■今月の納税・納付

軽自動車税	全期分
水道料金下水道使用料	1期分
保育料	5月分
放課後児童クラブ利用料	5月分

納期限 6月1日(月)

期限内納付にご協力ください。

納税には便利な「口座振替納付」をご利用ください。軽自動車税は「コンビニ納付」もご利用いただけます。

※コンビニでの取り扱いは、納期限まで、一回の納付額が30万円以下の場合のみ

納付相談も行っていますので、ご相談ください。

【問 合 先】収納管理課

■相談

内容	日(曜日)	受付時間	場所
法律相談・悩みごと相談(県弁護士会所属弁護士)	13日(水)	13:00～15:00	福祉会館
	20日(水)		
消費生活相談	11日(月)	9:00～15:00	役場 環境経済課
	18日(月)		
人権よろず相談	8日(金)	13:30～16:00	福祉会館
人権擁護委員 保母 勝壽(弥生町)　則竹 緑(東陽町) 廣瀬とし子(長池)　道家 嗣典(門間) 杉山 詞一(円城寺)　三輪 恵(円城寺)			
心配ごと相談	在宅相談　担当地域民生委員		
行政相談	在宅相談　行政相談委員 岩田 修　宮川町57　☎387-3718 川口 淑　門間666　☎388-2178		
身体障がい者相談	在宅相談　身体障害者相談員 河尻和男　北及1902　☎387-5788 堀場靖隆　円城寺929　☎388-3791 早水春生　西宮町131　☎388-0029 岩田賢一　田代950-1　☎388-0068		
知的障がい者相談	在宅相談　知的障害者相談員 樋口一子　北及1578-2　☎388-3705		

5月12日(火)は 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域のボランティアとして活動しています。地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要に応じて行政や関係機関へつなぐ役割、福祉支援制度などの紹介をします。

介護の悩みや子育ての不安、学校生活などでの心配ごとはありませんか。

お住まいの地区の民生委員・児童委員へご相談ください。お住まいの地区の委員がわからない場合は、福祉健康課へおたずねください。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、秘密は守られます。

【問 合 先】福祉健康課

図書室からのお知らせ

・今月のお休み　ありません
　(中央公民館・松枝公民館・総合会館の図書室)
・おはなしかい　9日(土) 午前10時30分～
　中央公民館音楽室

ご存知ですか?「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。
しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

【対象となる学生】
学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】
4月から翌年3月まで
※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」があります。
これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。
なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

消防署 火の用心
羽島郡広域連合　☎388-1198

消火器の廃棄方法

自宅に古くなった消火器はありませんか?
皆さんのご家庭で使用している消火器には、使用期限(有効期限)が明記されています。使用期限が過ぎたり、容器本体が腐食し不要となった消火器によって不法投棄や破裂事故などが発生しないように適切に回収されるシステムが構築されています。
ここ数年でも、長期間屋外に放置され腐食した消火器による破裂事故で負傷者が発生しています。命を守るための消火器で命を落とすことがないように適正に維持管理し、不要になった場合は自分で廃棄するのではなく、リサイクルを行うようにしましょう。

リサイクルの方法
① 特定窓口に引き取り依頼するもの
② 指定引き取り場所へ持ち込むもの
③ ゆうパックによる回収を依頼するもの
詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

消火器リサイクル推進センター(日本消火器工業会)
☎03-5829-6773　時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始除く)

注意
・消防署や役場では不要となった消火器の回収は行っていません。
・エアゾール式消火器は、リサイクルできないので、スプレー缶として処分してください。

岐阜県広報

岐阜県からのお知らせ

点字版・音声版をご希望の方は、県広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デイジー編集）もあります

清流の国ぎふ

県政広報テレビ番組
「ぎふ県政ほっとライン」放送中
（放送日）木曜 18:53～18:57
（再放送）日曜 20:56～21:00

県の人口／2,038,345人（1,541人減）
男／ 985,568人（794人減）
女／ 1,052,777人（747人減）
※平成27年2月1日現在　※（ ）内は前月との比較
最新の情報は、県統計課ウェブサイトでご確認ください

今月のピックアップイベント

● 花フェスタ記念公園

花フェスタ2015ぎふ

世界最大級のバラ園を有する花フェスタ記念公園では、「花で育む 清流の国ぎふ」をテーマに、春のバラの時期に合せて、「花フェスタ2015ぎふ」を開催します。「美しく、美味しい祭典」をお楽しみください。

世界のバラ園と気球

◆期　　間 ／ 5月16日（土）～6月21日（日）
◆時　　間 ／ 平日9:00～17:00　土日8:00～18:00
※入園は閉園30分前まで
◆場　　所 ／ 花フェスタ記念公園（可児市瀬田1584-1）
◆入園料金 ／ 大人1,000円（高校生以下無料）※前売券 大人900円
◆問／花フェスタ2015ぎふ実行委員会　☎058（272）8664
花フェスタ記念公園　☎0574（63）7373

● 岐阜県博物館

特別展「天下人の時代 ～信長・秀吉・家康と美濃～」

国宝・重要文化財をはじめとする第一級の資料群から、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康、三人の「天下人」の実像を探り、織豊政権の形成に岐阜の地が果たした役割を明らかにします。

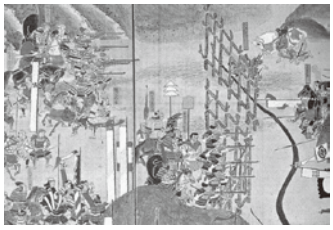
長篠合戦図屏風
（副本・犬山城白帝文庫蔵）

◆期　　間 ／ 4月24日（金）～6月28日（日）
◆休 館 日 ／ 月曜日（休・祝日の場合はその翌平日）
◆入 館 料 ／ 一般600円、大学生300円、（高校生以下無料）
◆問／岐阜県博物館（関市小屋名1989）
☎0575（28）3111

情報ボックス

案　内　**「岐阜県からのお知らせ」は岐阜放送（8ch）データ放送で**

県からのお知らせやイベント情報などを地デジのデータ放送で発信しています。
※メンテナンスによる放送中止あり

●視聴方法／1地上デジタル放送の岐阜放送（8ch）にチャンネルを合わせ、リモコンの「dボタン」を押します。2データ放送のトップ画面で「岐阜県からのお知らせ」を矢印キーで選択し、「決定」ボタンを押します。3見たい項目を矢印キーで選択し「決定」ボタンを押すと、詳細情報をご覧になれます。
●問／県広報課　☎058（272）1118

お知らせ　**マイマイガの幼虫にご注意ください**

マイマイガは４月頃からふ化します。幼虫を直接触らないようにしてください。
初期の幼虫は糸をはいてぶら下がり風に乗って移動します。洗濯物に紛れ込むこともあるので屋外に干す場合、取り込み時に注意してください。
防除方法など詳しくはWebサイトをご覧ください。

●問／県生活衛生課　☎058（272）8281
岐阜県 マイマイガ　検索

募　集　**寄せ植えコンテスト作品募集**

寄せ植えやハンギングバスケット等の作品を募集します。（賞品あり）

●募集点数／全部門合計110点（先着順）
●募集期間／5月1日（金）～31日（日）
●応募方法／申込書を郵送またはFAXで提出。申込書はWebサイトから入手可

【寄せ植えコンテスト】　ぎふの花き情報　検索
●とき／6月12日（金）～14日（日）
●ところ／花フェスタ記念公園（可児市）
●申込先・問／県農産園芸課
☎058（272）8436　FAX 058（278）2692

募　集　**社会基盤メンテナンスサポーター募集**

県が管理する道路の点検・報告をしていただくボランティアを募集します。
（道路メンテナンスに関する講習会あり）

●募集期間／5月中旬～6月中旬
●申込書／県道路維持課、県土木事務所で配布。Webサイトからも入手可
●問／県道路維持課 ☎058（272）8535
社会基盤メンテナンスサポーター　検索

相　談　**交通事故巡回相談（無料）**

交通事故による過失割合や損害賠償などのさまざまな相談に応じます。
※開催日前日までに申し込み
●とき／ところ
◎多治見市役所（第1・3木曜日）5/7、5/21、6/4、6/18、◎可茂総合庁舎（第2金曜日）5/8 、6/12、◎飛騨総合庁舎（第4水曜日）5/27、6/24　いずれも10:00～15:00
●相談方法／面接
●申込先・問／県民生活相談センター
☎058（277）1001
※電話での相談は随時受け付け

講　座　**点訳・音訳奉仕員養成講習会**

65歳以下のボランティア希望者が対象です。
（6月第1週～平成28年3月・全29回・無料）

●とき／ところ
［点訳奉仕員］いずれも10:00～12:00
❶視覚障害者生活情報センターぎふ（岐阜市）毎週木曜日
❷瑞穂市総合センターほか（瑞穂市）毎週金曜日
［音訳奉仕員］いずれも10:00～12:00
❸視覚障害者生活情報センターぎふ（岐阜市）毎週水曜日
❹多治見市学習館（多治見市）毎週金曜日
●定員／❶～❹各20人（先着順）
●申込期間／5月1日（金）～25日（月）
●申込方法／住所、氏名、電話番号、希望講座名を電話またはFAXで申込先へ
●申込先・問／（福）岐阜アソシア
☎058（263）1310　FAX058（266）6369

この情報は平成27年3月20日現在のものです。この紙面に関するお問い合わせは、県広報課まで　☎058（272）1111（代）　FAX058（278）2506

なかま 気軽に楽しく和太鼓とふれあおう!

笠松清流太鼓

笠松清流太鼓は、平成5年に結成し、昨年20周年記念公演を開催することができました。

主な演奏活動は、春まつり、川まつり、リバーサイドカーニバルを中心に、昭和村や福祉施設などでも行っています。

メンバーは、子どもから大人まで楽しく活動しています。

「和太鼓に興味がある」「体力をつけたい」と思っている方、一度見学に来てください!お待ちしています!!

【活動日】毎週火・金曜日　午後7時～9時
【場　所】南体育館
【連絡先】町商工会　☎388-2566(代)

Hello! こんにちは

おなまえ 市岡(いちおか) 侑大(ゆうた) (江川)くん

平成26年5月8日生
市岡和幸・美佳さんの子

いつも元気をくれてありがとう。
大好きだよ。大きく育ってね。

おなまえ 勝本(かつもと) 恵茉(えま) (長池)ちゃん

平成26年5月16日生
勝本一平・明日香さんの子

おにいちゃんとおねえちゃんのことが
大好きなえまちゃん。仲良くいっぱいあそぼうね!

「こんにちは」コーナーの赤ちゃんを募集します

応募対象　平成26年7月生まれの赤ちゃん
応募期限　5月29日(金)(応募者多数の場合は抽選)
応募方法　写真とコメントをご持参のうえ企画課までお越しください。
詳しくは企画課広報担当までお問合せください。

町マスコットキャラクター「かさまるくん・かさまるちゃん」7月号広報紙の表紙イラストを募集します

採用された場合は、「かさまるグッズ」をプレゼント。
【応募期限】5月25日(月)
【応募方法】作品と応募用紙(町ホームページからダウンロードできます)を企画課へ持参、郵送、メールで送信。作品は約20cmの正方形の用紙に手書きか、画像ファイル(Jpeg形式かGif形式)どちらでも構いません。
【選定方法】企画課で決定
【応募・問合先】企画課　E-mailアドレス：kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

まちの人口

平成27年4月1日現在

		前月比
人　口	22,504人	(0)
男	10,846人	(減 3)
女	11,658人	(増 3)
世帯数	8,614世帯	(増 28)

●発行・編集／笠松町・企画課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 ☎058-388-1113 FAX.058-387-5816
ホームページアドレス http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/

この広報紙は再生紙を使用しています。